

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、A 区役所の女性から納付免除を勧められたので免除申請を行ったはずであり、また、免除期間についてはすべて追納したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、A 区役所の女性から納付免除を勧められたので免除申請を行った。」と主張しているところ、A 区は、「納期限までに納付されなければ督促状を発送していた。未納者に対しては、現年度納付が可能な時期に、免除制度があることを説明していた。」としていることから、免除申請していたとの申立内容に不自然さはみられない。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、申立期間後の昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 58 年 3 月までの期間の納付免除とされていた国民年金保険料について、その後に追納していることが確認できるところ、20 歳の時から国民年金に加入するとともに、大半の期間について前納するなど、納付意識が高かったと認められる申立人が、申立期間についてのみ、免除申請及び追納を行わずに未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年10月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、18年10月26日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年10月1日から18年10月26日まで

昭和17年10月から18年10月までA社（現在は、C社）の技術員養成所に入所したが、社会保険事務所で記録を確認したところ、入所していた期間が空白となっている。申立期間について、労働者年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された労働者名簿、「A社史（抜粋）」及び申立人から提出された写真により、申立人が昭和15年4月1日から52年4月30日まで継続して同社に勤務し、申立期間において同社の技術員養成所に入所していたことが認められる。

また、当該養成所の複数の元同僚は、「申立人と一緒に技術員養成所に入所した。自分の養成所期間は労働者年金保険に加入している。」と証言しているところ、当該養成所の同期生であると確認できた10名は、いずれも当該養成所に入所していた期間において労働者年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人のみが被保険者とされなかった特段の事情は見当たらない。

一方、日本年金機構D事務センターは、申立てに係るA社B支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿について、「焼失したのか、紛失したのか分からないが、A社関係の事業所の中で、B支店の名簿だけが見当たらない。」と回答しているところ、複数の元同僚については、厚生年金保険被保険者台帳（旧

台帳)が現存しており、同台帳で確認できる被保険者記録がオンライン記録と一致しているのに対し、申立人の同台帳は現存しておらず、同機構の記録審査グループは、「申立人の旧台帳は作成されているはずであるが、現存していない。」と回答していることから、当時の社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがわれる。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続して勤務していたことが認められること、申立てに係る労働者年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に紛失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年10月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA社B支店における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は18年10月26日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の
A社における当該期間の標準報酬月額を、平成6年6月から同年9月までは20
万円、同年10月から8年2月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除
されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係
る記録を平成9年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、8年3月か
ら同年6月までは22万円、同年7月は24万円、同年8月は30万円、同年9
月は24万円、同年10月は22万円、同年11月は26万円、同年12月から9年
1月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務
を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月1日から8年3月31日まで
② 平成8年3月31日から9年2月1日まで

平成3年からA社が経営するB村のC社に勤務し、サービス業務に就いて
いた。6年6月から標準報酬月額が9万8,000円となっているので訂正して
ほしい。

また、同社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成8年3月31日
となっているが、9年2月1日に、C社の経営がD社となるまで継続して勤
務していたので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社における
標準報酬月額は、当初、平成6年6月から同年9月までは20万円、同年10
月から8年2月までは22万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生
年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（8年4月1日）より後の同年

5月8日付けで、6年6月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所において、平成8年5月8日付けで、申立人と同様に、10人の元同僚の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初記録されていた平成6年6月から同年9月までは20万円、同年10月から8年2月までは22万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、雇用保険及び賃金台帳の記録により、申立人は、平成9年1月31日までA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間②に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成8年3月から同年6月までは22万円、同年7月は24万円、同年8月は30万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月は26万円、同年12月から9年1月までは22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、平成8年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②は適用事業所としての記録が無い。しかし、雇用保険及び賃金台帳の記録により、当該事業所は、当該期間についても営業を継続していることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年10月から8年9月までは26万円、同年10月から同年11月までは24万円、同年12月から10年4月までは26万円、同年5月から13年6月までは28万円、同年7月は24万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月は20万円、同年12月は22万円、14年1月は15万円、同年2月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から14年2月まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額より低い額となっている。

控除されていた厚生年金保険料は給与に見合う額であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から14年2月までにおいて、オンライン記録を上回る額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得した月（平成7年10月）については、給与支払明細書を所持していないが、元同僚の所持する給与支払明細書によると、厚生年金保険被保険者資格を取得した月の給与から保険料の控除が開始され、同月以降、長期にわたり同額の保険料が控除されていることが確認できることから、申立人の当該月についても、翌月の給与支払明細書において確認できる保険料控除額と同額が控除

され、当該控除額は、オンライン記録による標準報酬月額（11万8,000円）に見合う保険料額を上回っていたものと推認できる。

さらに、申立人は、「A社に入社する際、同社事業主と、申立期間直前の勤務先であるB社での給与額を維持することを約束した。」としているところ、オンライン記録によると、申立人のB社における資格喪失月の標準報酬月額は30万円であったことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる保険料控除額等から、平成7年10月から8年9月までは26万円、同年10月から同年11月までは24万円、同年12月から10年4月までは26万円、同年5月から13年6月までは28万円、同年8月は28万円、同年10月は24万円、14年2月は18万円とし、また、給与支払明細書で確認できる報酬額から、13年7月は24万円、同年9月は26万円、同年11月は20万円、同年12月は22万円、14年1月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月21日から同年8月6日まで
② 昭和55年1月16日から63年3月1日まで

申立期間①については、関連会社のB社C工場からA社(両社とも現在は、D社)に異動し、期間を空けることなく継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、上記2事業所に勤務していた全期間に係る給与額が年金事務所に記録されている標準報酬月額よりも高かったので、標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し(昭和62年7月21日にB社C工場からA社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和62年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主(D社)は、当時の保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、A社及び関連会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が、さかのぼって訂正された形跡は無い。

また、元同僚から提出された給与明細書（申立期間のうち、昭和55年12月から60年12月までの期間のもの）により、当該元同僚は、当該給与明細書に記載された給与額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、「関連会社のB社に勤務していたころ、勤務形態や給与額に変化は無かったのに、標準報酬月額が、昭和56年7月1日付けで19万円から15万円に、また、60年10月1日付けで22万円から18万円に、それぞれ引き下げられている。」と主張しているところ、オンライン記録によると、56年7月1日付けでB社E工場において被保険者資格を喪失し、同日付けで同社C工場において被保険者資格を再取得している元同僚41名のうち、23名の標準報酬月額が、再取得時に引き下げられていることが確認でき、また、60年10月1日付けで同社C工場において標準報酬月額の定時決定が行われた元同僚44名のうち、23名の標準報酬月額が、当該決定時に引き下げられていることが確認できることから、申立人の主張する標準報酬月額の引下げが、申立人の記録に限った不自然な状況であることはうかがえない。

加えて、事業主は、上記のとおり、当時の資料を保管していないと回答している上、このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月
領収書があるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、「その前にも2、3回（厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金の加入手続を）行っているので、行ったと思う。」とするのみで、加入手続を行った具体的な記憶は無い上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠として提出した領収証書は、健康保険任意継続に係る健康保険料の領収証書であるとともに、その他の申立内容も健康保険に係ることとの勘違いであると認められる。

また、申立期間は平成9年1月以降の未加入期間であるが、同年同月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録が生ずる可能性や未加入者が保険料を納付する可能性は極めて少ないものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年3月まで

平成2年3月に大学を卒業すると同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、郵便局長をしていた父にお金を渡して納付してもらっていたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成2年3月に大学を卒業すると同時に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の加入手続等の状況から、申立人は3年3月から同年6月までの間ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、初めて国民年金被保険者となった日として、当初平成3年4月1日と記載されていたものが、2年3月20日に訂正されていることが確認できるところ、加入手続後の日付を初めて被保険者となった日として記載することは考え難いことから、これは3年4月1日以降に国民年金の加入手続が行われ、いったん同日を資格取得日としたものを、その後、資格取得日を2年3月20日にさかのぼって訂正したものと考えられる一方、申立人は、「申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付するとなると12、3万円になると思うが、私は毎月納付しており、そのような大金を納付した記憶は無い。」としており、その父親にも、さかのぼってまとめて納付した記憶は無い。

さらに、A市B区の国民年金被保険者収滞納一覧表においても、申立人の

ものは平成3年度以降分しか存在しない上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 3 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 1 月まで
20 歳になった時に母が私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料も母が納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった時に母が私の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、その母親は当該加入手続を行った時期について具体的に記憶していない上、国民年金手帳記号番号払出（管理）簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 3 月 28 日に A 村（現在は、B 市）に払い出されていることが確認できることから、申立人はこれ以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上述から、申立期間の一部の国民年金保険料については、さかのぼって納付しなければならないこととなるが、申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母親は、「毎月納付しており、さかのぼって納付したことはない。」としている。

さらに、申立人は、「平成 8 年 2 月に心臓の手術をするに当たり、社会保険事務所（当時）の職員から、『もしも障害者になってしまっても年金を受け取れる。』と説明を受け、安心したことを覚えているにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。」と主張しているが、申立人の心臓の障害は生後間もなくからのものであることを踏まえると、この説明は、「20 歳に達する前に初診日がある傷病で障害の状態になった者が、20 歳以後の障害認定日において 1 級又は 2 級の障害の状態にあるときは、障害

基礎年金を受給できる。」旨の説明であった可能性が高いものと考えられ、申立期間に係る国民年金加入の有無及び国民年金保険料納付の有無と直接関係するものではない。

加えて、申立人には申立期間以外にも複数の未加入期間及び未納期間が存在する上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年7月まで
20歳以降の国民年金保険料については、社会保険庁（当時）から送られてきた納付書ですべて納付しているにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金に加入するためには、原則として本人による届出（国民年金の加入手続）が必要であるが、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行っていないとしている上、「会社を辞めれば、厚生年金保険から国民年金に切り替わるのではないのか。会社が手続してくれたのではないか。」としているが、申立期間の直前まで勤務していた会社の担当者は、「厚生年金保険の被保険者資格喪失手続を行うことは当然だが、国民年金の加入手続を代わりに行うことはあり得ない。」としている。

また、A市の国民年金被保険者名簿（電算記録）により、申立人は、申立期間の直後に勤務した会社を退職した平成9年2月に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで
平成2年4月から大学生となったが、法改正により学生が強制加入となったため、同年4月から同年6月までの間ごろに国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料については、さかのぼって資格取得した平成元年度分と、現年度である2年度分を毎月2か月分ずつ納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成2年4月から同年6月までの間ごろに国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、一方で「法改正により学生が強制加入となったことにより国民年金の加入手続を行った。」とも主張しており、学生が任意加入から強制加入へと変更されたのは3年4月からであることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられる。

また、申立内容のとおり、申立人は、平成2年4月から大学生となっていることから、申立期間については、制度改正前の学生任意加入対象期間であり、さかのぼって資格取得することができない期間である。

さらに、申立人は、「国民年金保険料については、さかのぼって資格取得した平成元年度分と、現年度である2年度分を毎月2か月分ずつ納付した。」と主張しているが、上述のとおり、この主張の「現年度」とは3年度のことであると考えられる上、さかのぼって加入することのできない申立期間の保険料を納付することは制度的に不可能である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 762 (事案 258 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 54 年 3 月まで
申立期間当時は、勤務先の社長から、毎月の給料の時に、国民年金保険料の半額相当の 3,000 円ぐらいをもらっていたことを思い出したため、申立期間が未加入とされているのは納得できないので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前回の申立期間である昭和 52 年 12 月から 54 年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間については、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 15 日付けで、当該期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官（当時）へのあっせんが行われている。

また、昭和 52 年 12 月から 54 年 3 月までの期間については、i) 市の被保険者名簿により、申立人が、54 年 4 月 14 日に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月 11 日付けで国民年金被保険者資格を取得したことが確認できるものの、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について明確な記憶が無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会において年金記録の訂正は必要でないとする決定が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料納付を示す情報として、「申立期間当時は、勤務先の社長から、毎月の給料の時に、国民年金保険料の半額相当の 3,000 円ぐらいをもらっていたことを思い出した。」と主張しているが、この 3,000 円という金額は、申立期間当時の保険料の全額よりも多い金額であり、申立人の主張には不自然さがみられるなど、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 807 (事案 281 及び 583 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 27 日から 34 年 9 月 27 日まで
② 昭和 34 年 12 月 8 日から 35 年 10 月 12 日まで
③ 平成 12 年 10 月 28 日から同年 11 月 1 日まで

A 社に勤務した申立期間①及び②について、脱退手当金が支給済みとなっている。記録の訂正を申し立て、非あつせんとされたが、平成 12 年ごろに社会保険事務所 (当時) や信用金庫の年金相談会で、年金として受給できるとの説明を聞いているので、記録は誤っており訂正してほしい。

また、申立期間③について、B 社に平成 12 年 10 月 31 日まで勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが非あつせんとされた。夫の証明書と 31 日に面会した取引先の担当者名を提出するので、再調査し記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人から、「脱退手当金を請求していないし、受け取った記憶も無いので調べてほしい。」との再申立てがなされたが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、平成 22

年3月10日付けで申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成12年ごろに社会保険事務所及び信用金庫の年金相談において、申立期間①及び②について年金として受給できるとの説明を受けたこと、及び当時の同僚の連絡先が分かったことから、改めて審議してほしいと主張するが、年金相談を行った社会保険事務所及び信用金庫からは、いずれも申立人が主張するような説明を行った事実は確認できない上、申立人が連絡先を提出した同僚からも、委員会の当初の決定を変更すべき証言は得られない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③については、オンライン記録によると、B社において平成9年以降に退職した申立人を含む12名の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、いずれも月末又は月末の数日前となっていることから、当該事業所は、退職月を厚生年金保険の被保険者期間としないように取り扱っていたことがうかがえること、雇用保険の離職日及び中小企業退職金共済事業本部が保管している申立人に係る退職金請求書の退職年月日が、いずれも12年10月末日よりも前の日付であることが確認できること、申立人が当該期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく21年7月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、当初の申立てに係る上記の決定後、申立人から、「新しい資料等はないが、再度審議してほしい。」として再申立てがなされたが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の再々申立てに係る新たな事情として、申立人が平成12年10月31日まで勤務したとする夫の証明書を提出するとともに、同日に会ったとする取引先の担当者氏名を挙げて、「改めて審議してほしい。」と主張している。

しかし、申立人の夫に聴取したものの、「証明書の内容について、明確な根拠は無い。」と述べており、また、申立人が氏名を挙げた取引先担当者からは、当時の事情を聴取できず、申立人の申立期間③における勤務実態について確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間③において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 1 日から 55 年 12 月 1 日まで
昭和 48 年 1 月 6 日から 56 年 4 月 30 日まで、A 社に継続して勤務しており、健康保険証が無かった記憶も無く保険料も控除されていた。申立期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の経理担当者及び複数の元同僚の証言により、時期は明らかではないが、A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該事業所の元事業主は、「申立期間当時の申立人は、既に独立しており、当社の外注先として仕事をしていた。」と証言しており、申立人は申立期間においては当該事業所との取引関係はあったものの雇用関係には無かったことがうかがえる。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（昭和 48 年 1 月 6 日資格取得、53 年 12 月 1 日資格喪失）によると、「証返納 53.12.14」と記載されており、資格喪失日の 13 日後に、健康保険証が返納されていることが確認できる。

さらに、申立人は、自身の国民年金の加入について、「手続はしていない。」と主張しているものの、申立期間前の昭和 53 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得（厚生年金保険被保険者記録と 2 か月重複）し、申立期間において国民年金被保険者であったことが確認できる。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄していると回答しており、申立人の申立期間における継続勤務について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 23 日から 47 年 3 月 1 日まで
昭和 46 年 7 月 11 日から 48 年 5 月 20 日まで、継続してA社に勤務したにもかかわらず、途中、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所の社会保険事務を行っていたとする元事業主は、「当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保管しておらず、申立人に関する具体的な記憶は無い。しかし、当時の厚生年金保険の取扱いについては、当社は飲食店であり、従業員の出入りが激しかったため、本人あるいは上司からの申出があれば加入又は喪失させる取扱いとしていた。厚生年金保険に加入させていない期間の保険料を給与から控除するようなことはない。」と証言している上、当時の同僚の中にも、「厚生年金保険の加入は任意であったと思う。」と証言する者がいる。

また、オンライン記録によると、申立人と同職種（調理師）の同僚の中には、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録に空白期間がある者が複数名確認できる上、複数の同僚から、「自分が記憶する勤務期間に比べ、厚生年金保険の被保険者期間が短い。」とする証言も得られた。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、初回の資格喪失時（資格喪失日は、昭和 46 年 10 月 23 日）に申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す「証返納 受付 10.27」の表示が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から28年5月21日まで
昭和25年4月にA社へ入社し、28年12月8日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が同年5月21日からとされており、納得できない。申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真及び複数の元同僚の証言により、申立人は、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和28年5月21日以前から当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、申立期間において当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している106名の資格取得日を調査したところ、十数名から二十数名をまとめて同日に被保険者資格を取得させていることが確認できる上、申立人と同じ（昭和28年5月21日）に被保険者資格を取得している者が16名確認できるとともに、雇用保険の記録により、元同僚8名のうち7名の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日の1か月から1年9か月後であることが確認できることから、当該事業所は当時、入社後すぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなく、適宜、入社日が異なる者をまとめて資格取得させる取扱いであったものと考えられる。

さらに、A社によると、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。